

# 秋田県公報

## 目次

条 例

秋田県地域振興局設置条例(六八・総務課)

一般職の任期付職員採用等に関する条例(六九・人事課)

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(七一・人事課)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(七一・人事課)

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(七十二・人事課)

秋田県産業廃棄物税条例(七三・税務課)

秋田県立大学条例の一部を改正する条例(七四・学術振興課)

秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(七五・環境整備課)

クリーニング業法施行条例(七六・生活衛生課)

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(七七・生活衛生課)

秋田県小規模水道条例の一部を改正する条例(七八・生活衛生課)

秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例(七九・建築住宅課)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(八〇・教育庁総務課)

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(八一・教育庁総務課)

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(八二・企業局総務課)

この号で公布された  
条例のあらまし

### 1 設置

秋田県地域振興局設置条例(秋田県条例第六八号)

知事の権限に属する事務を分掌させるため、総合出先機関として地域振興局を置くこととした。(第一条関係)

### 2 名称、位置及び所管区域等

(一) 地域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田県鹿角地域振興局	鹿角市花輪字六月田一番地	鹿角市 鹿角郡
秋田県北秋田地域振興局	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七 六番地の一	大館市 北秋田郡
秋田県山本地域振興局	能代市御指南町一番一〇号	能代市 山本郡
秋田県秋田地域振興局	秋田市山王四丁目一番二号	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河辺郡
秋田県由利地域振興局	本荘市出戸町字水林三六六番地	本荘市 由利郡
秋田県仙北地域振興局	大曲市上栄町一三番六二号	大曲市 仙北郡
秋田県平鹿地域振興局	横手市旭川一丁目三番四一号	横手市 平鹿郡
秋田県雄勝地域振興局	湯沢市千石町二丁目一番一〇号	湯沢市 雄勝郡

(二) 知事は、地域振興局の事務を分掌させるため、支所又は出張所を置くことができることとした。

### 3 その他

(二〇一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

地域振興局の設置に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- ととした。
- (1) 秋田県行政機関設置条例(昭和四三年秋田県条例第四六号)
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和五九年秋田県条例第一号)
- (3) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例(昭和二十七年秋田県条例第四一四号)
- (4) 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二四四号)
- (5) 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五九年秋田県条例第三号)
- (6) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)
- (7) 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二二年秋田県条例第一二四号)
- (8) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成二二年秋田県条例第一二八号)
- (9) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成一四年秋田県条例第一号)
- (三) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
- 1 趣旨
  - 一般職の任期付職員を採用する条例(秋田県条例第六九号)
  - この条例は、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)
- 2 任期を定めた採用
  - (一) 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその知識経験又は識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により任期を定めて採用することができることとした。
  - (二) 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を適任と認められる職員の確保が一定期間困難な場合及び求められる知識経験の性質上業務に有効活用できる期間が一定期間に限られる場合には、選考により任期を定めて採用することができることとした。
- 3 (第二条関係)
  - 任命権者は、任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬこととした。(第三条関係)
- 4 給与に関する特例
  - (一) 2により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付

- 職員」という。)に適用する給料表を定めることとした。
- (二) 任命権者は、特定任期付職員について特別の事情により給料表に掲げる号給により難いときは、人事委員会の承認を得て、給料表に掲げる最高の号給を超えて給料月額を定めることができることとした。
- (三) 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給できることとした。
- (第四条関係)
- 5 給与条例の適用除外等
  - 特定任期付職員には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二二二号)に規定する昇給制度を適用しないほか、給料の調整額、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当等を支給しないこととした。(第五条関係)
- 6 その他
  - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
  - (二) 2により任期を定めて採用された職員(企業職員に限る。)の給与の特例を定めるため、企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五一四号)について所要の規定の整備を行うこととした。
- 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七〇号)
  - 1 三月期の期末手当を廃止し、六月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七〇(現行一〇〇分の一四五)に、二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一八〇(現行一〇〇分の一五五)に引き上げることとした。(第一条の二関係)
  - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- 1 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第七二号)
  - 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二二二号)の一部改正(条例第一条による改正)
  - 1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二二二号)の一部改正(条例第一条による改正)
  - (二) 全給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一、別表第六関係) 諸手当の改定
  - (一) 初任給調整手当の支給限度額(月額)を次のとおり引き下げることとした。(第九条の二関係)

支給対象者	改正後	改正前
-------	-----	-----

医療職(一)の医師	三二一、四〇〇円	三二六、四〇〇円
医療職(一)以外の医師	五〇、八〇〇円	五一、六〇〇円

(2) 扶養手当の月額を次のとおり改定することとした。(第一〇条関係)

支給の対象となる扶養親族	改 正 後	改 正 前
配偶者	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三人目以降の子等	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円

- (3) 三月期の期末手当の支給割合を、一般の職員にあっては二〇〇分の五〇(現行一〇〇分の五五)に、再任用職員にあっては一〇〇分の二五(現行一〇〇分の三〇)に引き下げることとした。(第二一条関係)
- (4) 特例一時金を廃止することとした。(附則関係)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(条例第二条による改正)
  - 三月期の期末手当を廃止し、六月期及び一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることとした。この場合において、一般の職員に支給する期末手当については六月期の支給割合を二〇〇分の一五五(現行一〇〇分の一四五)に、一二期の支給割合を二〇〇分の二七〇(現行一〇〇分の一五五)とし、勤勉手当については六月期の支給割合を二〇〇分の七〇(現行一〇〇分の六〇)に、一二期の支給割合を二〇〇分の七〇(現行一〇〇分の五五)とすることとした。(第二一条及び第二二条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二二年秋田県条例第一五二号)の一部改正(条例第三条による改正)
  - 一 任期付研究員に適用する給料表の全給料月額を引き下げることとした。
  - 二 第一号任期付研究員の給料月額の上限を、教育職給料表(一)の五級特号給の額に相当する額とすることとした。
- 4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正(条例第四条による改正)
  - 三月期の期末手当を廃止し、六月期の期末手当の支給割合を二〇〇分の一七〇(現行一〇〇分の一四五)に、一二期の期末手当の支給割合を二〇〇分の一八〇

- (現行一〇〇分の一五五)に引き上げることとした。(第六条関係)
- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四年秋田県条例第六九号)の一部改正(条例第五条による改正)
  - 三月期の期末手当を廃止し、六月期の期末手当の支給割合を二〇〇分の二七〇(現行一〇〇分の一四五)に、一二期の期末手当の支給割合を二〇〇分の一八〇(現行一〇〇分の一五五)に引き上げることとした。(第五条関係)
- 6 その他
  - (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - (二) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。ただし、2、4、5及び6(三)は、同年四月一日から施行することとした。
  - (三) 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)について所要の規定の整備を行うこととした。

- 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七二号)
  - 1 三月期の期末手当を廃止し、六月期の期末手当の支給割合を二〇〇分の二七〇(現行一〇〇分の一四五)に、一二期の期末手当の支給割合を二〇〇分の一八〇(現行一〇〇分の一五五)に引き上げることとした。(第八条関係)
  - 2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。
- 1 課税の根拠
  - 秋田県産業廃棄物税条例(秋田県条例第七三号)
  - 県は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課することとした。(第一条関係)
- 2 定義
  - この条例において用いる「産業廃棄物」、「最終処分業者等」及び「最終処分場」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)
- 3 納税義務者
  - 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出した事業者(中間処理業者を含む。)に課することとした。(第三条関係)
- 4 課税標準
  - 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとし、重量の計測が困難な場合には、体積を重量に換算することとした。(第四条関係)

- 5 税率
 

産業廃棄物税の税率は、一トンにつき一、〇〇〇円とすることとした。ただし、公有水面埋立法（大正一〇年法律第五七号）に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四八号）に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における税率は、一トンにつき一五〇円とすることとした。（第五条関係）
- 6 税額の端数計算
 

産業廃棄物税の確定金額に一円未満の端数があるとき又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとした。（第六条関係）
- 7 徴収の方法
 

産業廃棄物税の徴収は、特別徴収の方法によることとした。ただし、事業者がその排出する産業廃棄物を自ら管理する最終処分場に搬入する場合における徴収は、申告納付の方法によることとした。（第七条関係）
- 8 特別徴収義務者
  - (一) 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者等とすることとした。
  - (二) 知事は、必要があると認めるときは、一にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができることとした。
  - (三) 特別徴収義務者は、産業廃棄物の当該最終処分場への搬入に対する産業廃棄物税を徴収しなければならないこととした。
- 9 申告納入
 

産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月において徴収すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額等を記載した納入申告書を知事に提出し、申告した納入金を納入しなければならないこととした。（第九条関係）
- 10 特別徴収義務者としての登録等
  - (一) 8(一)の特別徴収義務者は産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、8(二)の特別徴収義務者として指定された者は指定された日から五日以内に、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならないこととした。
  - (二) (一)の登録を申請する場合には、最終処分場の所在地及び名称、埋立処分の開始年月日等を記載した申請書を提出しなければならないこととした。
  - (三) (一)の登録を受けた者は、登録事項に変更を生じた場合には、五日以内に変更の登録を申請しなければならないこととした。
  - (四) 知事は、(一)の申請をした者に、その者が特別徴収義務者であることを証する証拠を交付することとした。
  - (五) 証拠の交付を受けた者は、証拠を最終処分場に掲示しなければならないことと

- 11 徴収猶予
  - (一) 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかったことにより産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、特別徴収義務者の申請により、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができることとした。
  - (二) 知事は、徴収猶予をした税額に係る延滞金額中徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除することとした。
- 12 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
  - (一) 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、特別徴収義務者の申請により、既に納入されている税額に相当する額を還付し、又はその税額の納入の義務を免除することとした。
  - (二) 知事は、(一)により税額に相当する額を還付する場合において、その額を特別徴収義務者の未納に係る徴収金に充当することができることとした。
  - (三) 知事は、(一)又は(二)の措置を採るかどうかについて、(一)の申請を受理した日から六〇日以内に特別徴収義務者に通知しなければならないこととした。
- 13 申告納付
  - (一) 産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「産業廃棄物税の納税者」という。）は、毎月末日までに、前月における申告納付すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額等を記載した申告書を知事に提出し、申告した税額を納付しなければならないこととした。
  - (二) (一)の申告書を提出した者は、申告した課税標準たる重量又は税額を修正しなければならぬ場合には、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額を納付しなければならないこととした。

14 納税者の届出 (第二三条関係)

- (一) 産業廃棄物税の納税者は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、最終処分場の所在地及び名称、埋立処分の開始年月日等を知事に届け出なければならないこととした。
- (二) (一)の届出をした者は、届出事項に変更を生じた場合には、その旨を届け出なければならないこととした。

15 帳簿書類の保存義務 (第一四条関係)

産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者は、帳簿書類を備え、産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の翌々月の初日から五年間保存しなければならないこととした。(第一五条関係)

16 賦課徴収

産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び秋田県条例(昭和二十九年秋田県条例第二四号)の定めるところによることとした。(第一六条関係)

17 使途

知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととした。(第一七条関係)

18 その他

- (一) この条例は、総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場の搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。
- (三) 産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定、特別徴収義務者の登録の申請及び特別徴収義務者への証票の交付は、この条例の施行前においても行うことができることとした。
- (四) 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

1 秋田県立大学条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七四号)  
秋田県立大学の大学院に、生物資源科学研究科を置くこととした。(第四條の二)

関係)

- 2 秋田県立大学の大学院に在学する者以外の者で博士の学位の授与の申請をするものから、当該申請を受理する際に一件につき五七、〇〇〇円の学位論文審査料を徴収することとした。(第一一条関係)
- 3 秋田県立大学及び短期大学の授業料の額を次のとおり改定することとした。(別表関係)

区 分	改 正 後			改 正 前		
	学 生	研 究 生	聴 講 生	学 生	研 究 生	聴 講 生
秋 田 県 立 大 学	年額 五二〇、八〇〇円	月額 二八、九〇〇円	一単位 一四、四〇〇円	年額 三七九、二〇〇円	月額 三一、〇〇〇円	一単位 一〇、四〇〇円
	年額 四九六、八〇〇円	月額 二七、六〇〇円	一単位 一三、八〇〇円	年額 三六一、八〇〇円	月額 二〇、二〇〇円	一単位 一〇、一〇〇円
秋 田 県 立 大 学 学 部 及 び 大 学 院	年額 五二〇、八〇〇円	月額 二八、九〇〇円	一単位 一四、四〇〇円	年額 三七九、二〇〇円	月額 三一、〇〇〇円	一単位 一〇、四〇〇円
	年額 四九六、八〇〇円	月額 二七、六〇〇円	一単位 一三、八〇〇円	年額 三六一、八〇〇円	月額 二〇、二〇〇円	一単位 一〇、一〇〇円

4 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。ただし、3は平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(秋田県条例第七五号)

1 目的

この条例は、県外産業廃棄物を県内で処分するための搬入について事前協議の制度を設けるとともに、その処分に関する協定その他必要な事項を定めることにより、県外産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とすることとした。(第一一条関係)

2 定義

この条例において用いる「県外産業廃棄物」、「県外排出事業者」及び「産業廃棄物処理業者等」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 事前協議

(一) 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、県外産業廃棄物の種類、数量及び搬入期間等について知事に協議しなければならないこととした。

(二) 知事は、(一)の協議があった場合には、内容を審査し、生活環境の保全に支障があると認めるときは、協議をした県外排出事業者に、搬入しようとする県外産業廃棄物の数量又は搬入期間の変更その他生活環境の保全に必要な措置を講ずべきことを指導し、及び助言することができることとした。

(三) 知事は、(一)の協議を受けた日から三〇日以内に、審査の結果を協議をした県外排出事業者へ通知しなければならないこととした。

(四) 知事は、(一)の協議が成立したときは、協議の内容を県外排出事業者から委託を受ける産業廃棄物処理業者等及び県外産業廃棄物の処分を行う施設の所在する市町村の長に通知しなければならないこととした。

(第三条関係)

4 協定の締結

(一) 知事は、3(一)の協議が成立した県外排出事業者と、協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入その他必要な事項について協定を締結することができることとした。

(二) (一)の環境保全協力金は、産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てることとした。

(第四条関係)

5 協議内容の遵守

(一) 3(一)の協議が成立した県外排出事業者は、協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理しなければならないこととした。

(二) 3(四)の通知を受けた産業廃棄物処理業者等は、通知の内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物の処分等を行わなければならないこととした。

(第五条関係)

6 報告

3(一)の協議が成立した県外排出事業者は、六月以内に一回、県内への県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならないこととした。(第六条関係)

7 立入検査

知事は、必要な限度において、県外排出事業者又は産業廃棄物処理業者等に対

し、必要な報告等を求め、又は当該職員に、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができることとした。(第七条関係)

8 勧告

(一) 知事は、県外排出事業者が次の行為をしたときは、勧告することができることとした。

(1) 3(一)の協議をすることなく県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入したとき。

(2) 3(二)の指導及び助言に従わないうとき。

(3) 3(三)で成立した協議の内容を遵守しないとき又は6の報告をしないとき。

(二) 知事は、3(四)の通知を受けた産業廃棄物処理業者等が通知の内容に従わず県外産業廃棄物の処分等をしたときは、勧告することができることとした。

(第八条関係)

9 勧告の公表

知事は、8の勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができることとし、この場合において、あらかじめ、勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならないこととした。(第九条関係)

10 協議等の状況の公表

知事は、毎年、3(一)の協議、4の協定の締結及び6の報告の状況を公表しなければならないこととした。(第一〇条関係)

11 その他

(一) この条例は、平成一六年一月一日から施行し、同年二月一日以後の県外産業廃棄物の県内への搬入について適用することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

クリーニング業法施行条例(秋田県条例第七六号)

1 この条例は、クリーニング業法(昭和二五年法律第二〇七号)の施行に關し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 クリーニング業を営む者が講じなければならない衛生上必要な措置について定めることとした。(第二条関係)

3 クリーニング業法及びクリーニング業法施行令(昭和二八年政令第二三三三号)の規定によるクリーニング所等の検査等に係る手数料の徴収について定めることとし

た。(第三条関係)

4 クリーニング師試験に関する事務をつかさどらせるため、秋田県クリーニング師試験委員を置くこととし、委員の数及び任期等について定めることとした。(第四条関係)

5 その他

(一) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。

(二) 秋田県クリーニング師試験委員に関する条例(昭和二八年秋田県条例第五〇号)及び秋田県クリーニング師所検査等手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第五九号)を廃止することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

1 化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七七号)

1 死亡獣畜取扱場、化製場又は化製場等に関する法律(昭和二三年法律第一四〇号)第八条に規定する製造若しくは貯蔵の施設の管理者が講じなければならない衛生上必要な措置について定めることとした。(第四条及び第六条関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。

1 秋田県小規模水道条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七八号)

1 水道法の一部を改正する法律(平成一三年法律第一〇〇号)の施行に伴い、小規模水道の範囲から、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する水を供給する施設であつて、その一日に給水することができる最大の水量が二〇立方メートルを超えるものを除外することとした。(第二条関係)

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、公布の日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

1 秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第七九号)

1 秋田県建築基準条例(昭和三五年秋田県条例第二七号)の一部改正(条例第一条による改正)

1 建築基準法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第八五号)による建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)の一部改正に伴い、日影による高さの制限を受ける中高層の建築物の範囲を拡大するとともに、第一種中高層住居専用地域内等にお

いて、日影時間の測定を行う平均地盤面からの高さを四メートルとすることとした。

2 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成一一年秋田県条例第七一号)の一部改正(条例第二条による改正)

1 建築基準法及び建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を新たに市町村が処理することとした。

(一) 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理等

(二) 地区計画等の区域内であつて、地盤面の上にある通路等の地区施設の定めがある場合における当該地区施設下の建築物の建ぺい率の特例の認定の申請の受理等

(三) 一定の空地を有し、一団地内に二以上の構えを成す建築物で同一敷地内にあるものとみなす建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請の受理等

(四) 一団地内に二以上の構えを成す建築物と同一の敷地内に建築する当該建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請の受理等

(五) 三の許可を受けた建築物と同一の敷地内における当該建築物以外の建築物の建築の許可の申請の受理等

(六) 建築物の敷地が都市計画で定めた計画道路又は地区計画で定めた予定道路に接する場合において、これらを前面道路とみなす特例の認定の申請の受理等

(七) 壁面線等の指定がある場合における壁面線等を敷地境界線とみなす特例の認定の申請の受理等

3 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第一〇八号)の一部改正(条例第三条による改正)

1 建築基準法及び建築基準法施行令の規定により建築物に関する確認を受けようとする者等から、2(一)から(七)までの申請について手数料を徴収することとした。

4 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八〇号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二八年秋田県条例第五九号)の一部改正(条例第一条による改正)

(一) 全給料表の全給料月額を引き下げることとした。(別表関係)

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当の月額を次のとおり改定することとした。(第一四条関係)

支給の対象となる扶養親族	改正後	改正前
配偶者	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三人目以降の子等	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円

(2) 三月期の期末手当の支給割合を、一般の職員にあっては一〇〇分の五〇(現行一〇〇分の五五)に、再任用職員にあっては一〇〇分の二五(現行一〇〇分の三〇)に引き下げることとした。(第二二条関係)

(3) 特例一時金を廃止することとした。(附則関係)  
一 齊に与えることとしていた休憩時間を、職務の特殊性又は当該公署の必要がある場合には、一齊にではなく与えることができることとした。(第二八条の五関係)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正(条例第二条による改正) 三月期の期末手当を廃止し、六月期及び一二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることとした。(第二二条関係)

3 その他  
(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。  
(二) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。ただし、2は同年四月一日から施行することとした。  
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八一号)  
1 六月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七〇(現行一〇〇分の一四五)に、一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一八〇(現行一〇〇分の一五五)に引き上げることとした。(第二一条関係)  
2 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八二号)

1 三月期の期末手当を廃止することとした。(第一〇条関係)  
2 特例一時金を廃止することとした。(附則関係)

3 この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。ただし、2は同年一月一日から施行することとした。

条 例

秋田県地域振興局設置条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県条例第六十八号

秋田県地域振興局設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、地域振興局を置く。

(名称、位置及び所管区域等)

第二条 地域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田県鹿角地域振興局	鹿角市花輪字六月田一番地	鹿角市 鹿角郡
秋田県北秋田地域振興局	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一	大館市 北秋田郡
秋田県山本地域振興局	能代市御指南町一番十号	能代市 山本郡
秋田県秋田地域振興局	秋田市山王四丁目一番二号	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河辺郡
秋田県由利地域振興局	本荘市出戸町字水林三百六十六番地	本荘市 由利郡
秋田県仙北地域振興局	大曲市上栄町十三番六十二号	大曲市 仙北郡
秋田県平鹿地域振興局	横手市旭川一丁目三番四十一号	横手市 平鹿郡
秋田県雄勝地域振興局	湯沢市千石町二丁目一番十号	湯沢市 雄勝郡

秋田県知事 寺 田 典 城

2 知事は、地域振興局の事務を分掌させるため、支所又は出張所を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県行政機関設置条例の一部改正)

2 秋田県行政機関設置条例(昭和四十三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条から第八条までを二条ずつ繰り上げ、第九条を削り、第十条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条を削り、第十三条を第九条とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

- 一 地域振興局
- 二 太平洋育園
- 三 精神保健福祉センター
- 四 衛生科学研究所
- 五 脳血管研究センター
- 六 リハビリテーション・精神医療センター
- 七 衛生看護学院

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例の一部改正)

4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率及び徴収の特例に関する条例(昭和二十七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県税条例の一部改正)

5 秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

第五条第二項中「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

第二十三条中「県税事務所または」を「地域振興局又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条第一項、第五十九条第一項、第六十四条第一項及び第八十七条第一項中「県税事務所所管区域内」を「地域振興局所管区域内」に改める。

第二百二十七条第三項中「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

第二百三十二条第一項、第四百四十五条第一項及び第六百六十五条第一項中「県税事務所所管区域内」を「地域振興局所管区域内」に改める。

第七百七十四条の七から第七百七十四条の十一までの規定中「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

(工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

6 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第三項及び第五項並びに第六条第一項及び第二項中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

7 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第三項及び第五項並びに第六条第一項及び第二項中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

9 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第三項及び第五項並びに第六条第一項及び第二項中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

10 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項及び第二項中「県税事務所長」を「地域振興局長」に改める。

(経過措置)

11 この条例の施行前において、県税事務所長、健康福祉センター所長、総合農林事務所所長若しくは建設事務所所長がした手続その他の行為又は県税事務所長、健康福祉センター所長、総合農林事務所所長若しくは建設事務所所長に対してされた手続その他の行為は、地域振興局長がした手続その他の行為又

は地域振興局長に対してされた手続その他の行為とみなす。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第六十九号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、法第五条第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項の職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額 円
1	409,000
2	462,000
3	520,000
4	592,000
5	676,000
6	790,000
7	923,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）別表第四の教育職給料表(一)の五級特号給の額未満の額に限る。）又は給与条例別表第四の教育職給料表(一)の五級特号給の額に相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第五条 給与条例第四条から第五条の二まで、第八条から第十一条まで、第十一条の四、第二十二條、第二十三條の二、第二十三條の三及び第二十三條の三の四の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八條の二第一項及び第二項並びに第十九條第三項の規定の適用については、給与条例

第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員、任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十八条の二第二項及び第十九条第三項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」とする。

（人事委員会規則への委任）

第六条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「寒冷地手当」の下に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

第九条の二中「職員」の下に「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第二条第一項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加える。

第九条の三中「職員」の下に「及び特定任期付職員」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（特定任期付職員業績手当）

第十二条の二 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第十三条の八の次に次の一条を加える。

（特定任期付職員についての適用除外）

第十三条の九 第二条の二から第三条まで、第三条の三及び第十一条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第十四条中「一般職の職員の給与に関する条例」の下に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を加え、「および」を「及び」に改める。

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「三月一日、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

第一条の二第三項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万八千六百円」を「五万八千四百円」に改める。

第十条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十八条の二第二項中「同項」を「前項」に改める。

第二十一条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附則第七項から第十二項までを削る。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号 給	給料月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
再任用 職員以 外の職 員	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
23			302,900	357,000	378,000	417,900						
24			304,900	359,200	380,600	421,400						
25			306,900	361,600	383,200							
26			308,700	363,800	385,900							
27			310,600	366,100								
28			312,600	368,400								
29			314,500									
30			316,500									
31			318,400									
32			320,300									
再任用 職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5から第23条の7まで及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号 給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	2	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
再任用 職員以 外の職 員	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	27	332,600	354,900	392,800	422,600						
	28	337,500	360,300	398,600	425,800						
	29	341,100	365,100	402,200	428,600						
	30	344,800	369,500	405,200	431,500						
	31	348,600	374,000	408,100							
	32	352,400	376,600	411,100							
	33	354,800	379,200	414,300							
	34		381,700	417,100							
	35		384,300	419,900							
	36		386,900								
再任用 職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官に適用する。